

札幌における公園緑地計画の思想に関する歴史的研究

学位論文内容の要旨

1919年都市計画法が公布され、公園は街路、河川、運河、下水道などとともに都市計画法における都市施設の1つとして位置づけられた。そして都市計画法に基き都市計画決定され、さらに事業決定によって公園を計画的に整備していく制度手法が誕生した。その後1940年の法改正で都市計画施設に緑地が加わった。都市計画法は1920年1月に東京、大阪など6大都市に適用され、次いで1923年5月、札幌、堺、新潟、浜松、仙台、広島、福岡など全国25都市に適用された。この31都市が日本で都市計画法が早い時期から適用された主要都市である。その後、全国における都市計画法適用の都市数は1932年に104都市に増加した。

当時、都市計画法が適用された都市の一般的な状況は、まず測量と地形図作成が行われ、都市計画区域の範囲を定め、街路と用途地域の都市計画決定が行われた。公園は街路、用途地域と並ぶ3本柱であったが、公園が実際に決定された都市は街路、用途地域と比べると相対的に少なかった。こうした事態に対して、内務省は、1924年の都市計画主任官会議で各都市計画地方委員会に対し、統一的な公園計画の確立を指示している。またその一方で、公園緑地系統(パークシステム)や田園都市、地方計画(リージョナル・プランニング)、緑地帯(グリーンベルト)といった欧米の都市計画思想に対する調査研究も進められた。1939年、内務省は東京緑地計画を策定するが、その解説書にはボストン、シカゴ、ロンドン、ベルリンなどとの公園緑地系統、緑地帯の計画図が収録されており、後の公園緑地の基本思想となった。

1940~1945年に日本の主要都市で公園緑地が決定され、事業が進展する。しかし『公園緑地』に東京、大阪、名古屋、横浜、川崎に関する記述は存在するが、札幌に関する記述は皆無であり、佐藤昌の『日本公園緑地発達史』にも言及がない。『札幌市史』、『新札幌市史』、『さっぽろ文庫64 公園と緑地』では都市計画公園についての概要のみが記載されている。

本研究は、1942年、43年に決定された札幌における最初の都市計画公園の全体像、内容、特徴を明らかにすることを目的とする。研究の方法としては、都市計画決定の事務を担当していた都市計画北海道地方委員会、公園事業の主体である札幌市の公文書を調査、収集、解説し、合わせて都市研究会、公園緑地協会、札幌市の刊行物を調査、参照した。都市計画北海道地方委員会、札幌市の公文書を使用した都市計画公園に関する研究は本研究が最初である。

1942、43年に決定された札幌の都市計画公園についてその特徴と意義をまとめると次のようになる。

まず、札幌では用途地域、街路、風致地区に続いて公園の決定を行った。この都市計画公園は既存の公園と将来の公園配置を勘案して、新市街地を環状に取り囲むよう、ほぼ均等に配置された。つまり札幌の都市計画公園は個々に決定されたものではなく、全市的な公園配置計画に基いている。なお全市的な都市計画公園の決定は既に東京、名古屋、大阪などで事例があり、札幌が最初ではない。

次に、札幌の都市計画公園は都市計画街路、風致地区と密接な関係をもち、一連の都市計画として決定されている。この三者を結ぶものはパークシステム、グリーンベルトの計画思想である。札幌では街路と公園という最も基本的な都市施設が有機的に計画され、この両者を風致地区が繋いでいる。札幌の都市河川の多くは都市計画街路(広路)と風致地区に決定されており、公園と河川も一体化した都市計画となっていた。札幌の都市計画公園には公園、街路、河川を

融合して緑地空間を形成しようとする都市計画思想が見られる。

こうした札幌の都市計画には、当時の内務省の都市計画思想が反映されている。1930年代、内務省では飯沼一省、北村徳太郎が欧米の地方計画、緑地計画を調査研究し、『都市公論』『公園緑地』誌では多数の論説や翻訳が発表されている。また東京緑地計画や1940年の都市計画法改正を受けて1940～1943年、東京、大阪、名古屋、横浜、川崎などで大規模な緑地が都市計画決定された。札幌の都市計画公園も当時内務省が推進した緑地計画の成果の一つである。

しかし、同じ内務省の緑地計画の思想に基づき決定された公園緑地でありながら、札幌では比較的面積が小さな公園、他の大都市では面積の大きな緑地が決定されている。このような相違点は都市の規模、公園緑地に要請される施設内容が背景となっており、全国の中規模都市の中で札幌はグリーンベルト思想を忠実に実践した先進事例である。札幌で先進的な都市計画を具体化できた背景には、既成市街地がインフラ整備済みであり、新たな計画課題に取り組む事を可能とする条件を有していた、いいがえれば、都市計画の実験場としての条件が備わっていたためである。

また、札幌の都市計画公園の施設は主に戸外レクリエーションを想定しており、軍事施設や防空施設は予定していない。1943年東京、大阪では防空法に基づく空地帯が指定されたが、札幌では指定されていない。札幌の都市計画公園は平時の市民利用を主目的としており、この事は都市計画決定や事業の説明書、設計予想図からも明らかである。

1942、43年決定都市計画公園の事業化に関しては、事業決定後、数年間で積極的な公園用地の取得が計画されるが、公園の用地買収に関しては進行状況に差が現れる。既に工業地帯として発展してきた琴似や果樹園として使われていた豊平では困難を極め、戦後、土地区画整理の対象となり、その替費地として公園用地を取得することになった。つまり、公園と市街地の造成がセットになって実施されることとなった。

一方、白石公園の用地買収は予定通り進捗するが、戦後荒廃した白石公園は自作農創設地の対象として国に買収され、やがて宅地化が進んだ。結果として運動機能を他の公園に委譲するという形で、白石公園は当初の計画の7%という大幅な縮小を決定された。白石公園の周辺では、現在も大規模な地区公園などが整備されていない。

また、河川を取り込み、緑樹帯の機能を備えた広路、風致地区と一体となって豊かなオープンスペースの提供が目指されていた伏籠公園の用地は、戦前にはほぼ予定通り買収を終えることができた。しかし、施設整備には至らないまま戦後自作農創設地の対象となった伏籠公園は、再び民有地となり、事業化が難しくなった。1971年に都市計画変更された伏古公園は、環状通と公園敷地が切り離されたが、緑道が計画された伏古・拓北通と公園敷地は一体となっており、戦前の広路と公園を一体として整備する思想が踏襲されていることがわかる。

現在、札幌市では公園の整備目標を具体的に定める一方で風致地区の見直しや環状グリーンベルトを策定している。戦前の公園緑地計画がこうした計画の礎となっており、今後の実現に向けて本研究が大きく寄与することを希望する。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 越 澤 明

副 査 教 授 小 林 英 嗣

副 査 教 授 奥 俊 信

学 位 論 文 題 名

札幌における公園緑地計画の思想に関する歴史的研究

1919年都市計画法が公布され、公園は街路、河川、運河、下水道などととも都市計画法における都市施設の1つとして位置づけられた。そして都市計画法に基き都市計画決定され、さらに事業決定によって公園を計画的に整備していく制度手法が誕生した。その後1940年の法改正で都市計画施設に緑地が加わった。都市計画法は1920年1月に東京、大阪など6大都市に適用され、次いで1923年5月、札幌、堺、新潟、浜松、仙台、広島、福岡など全国25都市に適用された。この31都市が日本で都市計画法が早い時期から適用された主要都市である。その後、全国における都市計画法適用の都市数は1932年に104都市に増加した。

当時、都市計画法が適用された都市の一般的な状況は、まず測量と地形図作成が行われ、都市計画区域の範囲を定め、街路と用途地域の都市計画決定が行われた。公園は街路、用途地域と並ぶ3本柱であったが、公園が実際に決定された都市は街路、用途地域と比べると相対的に少なかった。こうした事態に対して、内務省は、1924年の都市計画主任官会議で各都市計画地方委員会に対し、統一的な公園計画の確立を指示している。またその一方で、公園緑地系統（パークシステム）や田園都市、地方計画（リージョナル・プランニング）、緑地帯（グリーンベルト）といった欧米の都市計画思想に対する調査研究も進められた。1939年、内務省は東京緑地計画を策定するが、その解説書にはボストン、シカゴ、ロンドン、ベルリンとなどの公園緑地系統、緑地帯の計画図が収録されており、後の公園緑地の基本思想となった。

1940～1945年に日本の主要都市で公園緑地が決定され、事業が進展する。しかし『公園緑地』に東京、大阪、名古屋、横浜、川崎に関する記述は存在するが、札幌に関する記述は皆無であり、佐藤昌の『日本公園緑地発達史』にも言及がない。『札幌市史』、『第札幌市史』、『さっぽろ文庫64 公園と緑地』では都市計画公園についての概要のみが記載されている。

本研究は、1942、43年に決定された札幌における最初の都市計画公園の全体像、内容、特徴を明らかにすることを目的とする。研究の方法としては、都市計画決定の事務を担当していた都市計画北海道地方委員会、公園事業の主体である札幌市の公文書を丹念に発掘、収集し、都市計画決定の起案文書なども体系的に調査、解読した。また、合わせて都市研究会、公園緑地協会、札幌市の刊行物を調査、参照した。都市計画北海道地方委員会、札幌市の公文書を使用した昭和初期の札幌の都市計画に関する研究は、札幌市自身も市史編纂等で取り扱っておらず、本研究が最初である。

1942、43年に決定された札幌の都市計画公園についてその特徴と意義をまとめると次のようになる。

まず、札幌では用途地域、街路、風致地区に続いて公園の決定を行った。この都市計画公園は既存の公園と将来の公園配置を勘案して、新市街地を環状に取り囲むよう、ほぼ均等に配置された。つまり札幌の都市計画公園は個々に決定されたものではなく、全市的な公園配置計画に基いている。なお全市的な都市計画公園の決定は既に東京、名古屋、大阪などで事例があり、札幌が最初ではない。

次に、札幌の都市計画公園は都市計画街路、風致地区と密接な関係を持ち、一連の都市計画として決定されている。この三者を結ぶものはパークシステム、グリーンベルトの計画思想である。札幌では街路と公園という最も基本的な都市施設が有機的に計画され、この両者を風致地区が繋いでいる。札幌の都市河川の多くは都市計画街路（広路）と風致地区に決定されており、公園と河川も一体化した都市計画となっていた。札幌の都市計画公園には公園、街路、河川を融合して緑地空間を形成しようとする都市計画思想が見られる。

こうした札幌の都市計画には、当時の内務省の都市計画思想が反映されている。1930年代、内務省では飯沼一省、北村徳太郎が欧米の地方計画、緑地計画を調査研究し、『都市公論』『公園緑地』誌では多数の論説や翻訳が発表されている。また東京緑地計画や1940年の都市計画法改正を受けて1940～1943年、東京、大阪、名古屋、横浜、川崎などで大規模な緑地が都市計画決定された。札幌の都市計画公園も当時内務省が推進した緑地計画の成果の一つである。

しかし、同じ内務省の緑地計画の思想に基づき決定された公園緑地でありながら、札幌では比較的面積が小さな公園、他の大都市では面積の大きな緑地が決定されている。このような相違点は都市の規模、公園緑地に要請される施設内容が背景となっており、全国の中規模都市の中で札幌はグリーンベルト思想を忠実に実践した先進事例である。札幌で先進的な都市計画を具体化できた背景には、既成市街地がインフラ整備済みであり、新たな計画課題に取り組む事を可能とする条件を有していた、いかえれば、都市計画の実験場としての条件が備わっていたためである。

また、札幌の都市計画公園の施設は主に戶外レクリエーションを想定しており、軍事施設や防空施設は予定していない。1943年東京、大阪では防空法に基づく空地帯が指定されたが、札幌では指定されていない。札幌の都市計画公園は平時の市民利用を主目的としており、この事は都市計画決定や事業の説明書、設計予想図からも明らかである。

1942、43年決定都市計画公園の事業化に関しては、事業決定後、数年間で積極的な公園用地の取得が計画されるが、公園の用地買収に関しては進行状況に差が現れる。既に工業地帯として発展してきた琴似や果樹園として使われていた豊平では困難を極め、戦後、土地区画整理の対象となり、その替費地として公園用地を取得することになった。つまり、公園と市街地の造成がセットになって実施されることとなった。

一方、白石公園の用地買収は予定通り進捗するが、戦後荒廃した白石公園は自作農創設地の対象として国に買収され、やがて宅地化が進んだ。結果として運動機能を他の公園に委譲するという形で、白石公園は当初の計画の7%という大幅な縮小を決定された。白石公園の周辺では、現在も大規模な地区公園などが整備されていない。

また、河川を取り込み、緑樹帯の機能を備えた広路、風致地区と一体となって豊かなオープンスペースの提供が目指されていた伏籠公園の用地は、戦前にはほぼ予定通り買収を終えることができた。しかし、施設整備には至らないまま戦後自作農創設地の対象となった伏籠公園は、再び民有地となり、事業化が難しくなった。1971年に都市計画変更された伏古公園は、環状通と公園敷地が切り離されたが、緑道が計画された伏古・拓北通と公園敷地は一体となっており、戦前の広路と公園を一体として整備する思想が踏襲されていることがわかる。

2004年、景観緑三法が制定されたことから明らかなように、現在、都市の緑に対する政策の重要性が一層高まっている。本論文は、東京、名古屋など既往研究のある我が国の大都市と札幌を比較して、その相違点と共通性も解明しており、我が国の都市計画発展史の全体を俯瞰した中で、札幌における昭和初期の公園緑地計画の先進性を実証的に明らかにしている。また、同時に、札幌における戦後の計画見直しという挫折の実態把握、さらには、環状グリーンベルト構想の策定、新緑条例の制定など現在の札幌における公園緑地計画への継承発展についてまで明らかにした。都市計画、とりわけ、都市の緑は計画思想の継承と長年の取りくみの蓄積によるものであり、本論文で明らかにした研究成果は我が国の都市計画・公園緑地の発展に関する研究の中で重要な未開拓のテーマを実証的に解明したものと見える。

これを要するに、著者は、札幌における公園緑地計画の実証的な研究を通して、大都市における緑とオープンスペースを重視した都市計画思想の重要性を明らかにしており、都市計画学および建築都市学に貢献するところ大なるものがある。よって、著者は北海道大学博士（工学）の学位を授与される資格あるものと認める。